生協あじまの家グループホーム

契 約 書

様(以下「利用者」といいます)と、生協あじまの家グループホーム(以下「事業所」といいます)は、事業所が利用者に対して行う認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護(以下「認知症対応型共同生活等」といいます)について、次のとおり契約します。

第1条 (契約の目的)

- 1 事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで食事、入浴、排泄等の日常生活の援助および心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ、可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的として、第4条に定める認知症対応型共同生活介護等を提供します。
- 2 事業所が利用者に対して実施する認知症対応型共同生活等介護等は、認知症対応型共同 生活介護計画(以下「認知症対応型共同生活介護計画」といいます)に定めるものとしま す。

第2条 (契約の有効期間)

1 この契約の有効期間は、本契約締結のときから利用者の要介護認定の有効期間満了までとし

ます。但し、身元引受人及び連帯保証人に変更があった場合には、改めて同意を得るものとします。

2 契約満了日7日前までに、利用者から事業所に対して、契約終了の申し出がない場合、この 契約は同一の内容で自動更新されるものとします。

第3条(認知症対応型共同生活介護計画の決定・変更)

- 1 事業所は、利用者の日常生活全般の心身状況および希望を踏まえて、認知症対応型共同生活介護計画を作成します。
- 2 事業所は、認知症対応型共同生活介護計画について、利用者及びその家族又は身元引受 人若しくは連帯保証人(以下「家族等」といいます)に対して説明し、同意を得た上で決定す るものとします。
- 3 事業所は、利用者に係る計画が変更された場合又は利用者及びその家族等から計画変更の要請があった場合、認知症対応型共同生活介護計画について変更の必要があるかどうかを調査し、認知症対応型共同生活介護計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、認知症対応型共同生活介護計画を変更するものとします。
- 4 事業所は、認知症対応型共同生活介護等計画を変更した場合には、利用者及びその家族等に対して書面をもってその内容を説明するものとします。

第4条 (認知症対応型共同生活介護の内容及び提供)

- 1 事業所は、介護支援専門員が作成した認知症対応型共同生活介護等計画に従い、利用者に対して個室及び共有生活スペースの提供、食事介助、排泄介助、入浴介助、機能訓練、口腔ケア、健康管理など日常生活全般に関わる介護・支援を提供します。介護支援専門員は利用者及び家族等と協議し、利用者がもっとも自立した日常生活が送れるよう配慮した施設サービス計画を作成します。
- 2 事業所は認知症対応型共同生活介護等の実施にあたって利用者の事情・意向等に十分に配 慮するものとします。

第5条(利用料金)

事業所が提供する認知症対応型共同生活介護に対する利用料金は、介護保険法等関連法令に基づき別紙重要事項説明書に記載したとおりとします。但し、契約の有効期間中、介護保険法等の関係法令の改正により利用料金の改定が必要となった場合には、改定後の金額を適用するものとします。この場合には、事業所は法令改正後速やかに利用者に対し改定の施行時期及び改定後の金額を通知し、本契約の継続について確認するものとします。

第6条(サービス提供の記録等)

1 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供に関する記録をつけることとし、これを契約 終了後5年間保管します。

- 2 利用者又はその家族は、事業所の営業時間内にその事業所において、当該利用者に 関する第1項のサービス実施記録を閲覧することができます。
- 3 利用者又はその家族等は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。事業所は複写物の交付に係る費用を請求します。

第7条(身体拘束の禁止)

事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害等の恐れがある等 やむを得ない場合は、施設長又は施設管理者が判断し、家族等の同意を得た上で身体拘束その 他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、事業所の依頼した医師がそ の状態及び拘束する時間、その際の利用者の心身の状況等、緊急やむを得なかった理由を診療 録に記載することとします。

第8条(秘密保持)

1 事業所、介護支援専門員及び事業所に従事する者は、サービス提供をする上で知り得た利用

者及びその家族等に関する情報を、契約中及び契約終了後においても第三者に洩らすことはありません。但し、利用者が病気や怪我等で他の医療機関にかかる場合には他の医療機関の求めに応じて必要な情報を提供することがあります。

2 事業所は、利用者及びその家族等からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会 議等において、利用者及びその家族等の個人情報を用いません。

第9条(利用者の施設利用上の注意事項)

- 1 利用者は、居室及び共用施設、敷地を本来の用途に従って利用するものとします。
- 2 利用者が事業所の設備等について故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変 更した場合には、事故前の原状に復してもらうか、又は相当の代価の負担をしてもらいます。

第10条 (緊急時の対応)

事業所は、認知症対応型共同生活介護等の実施に際して、利用者の怪我や体調の急変があった等、緊急の事態が発生した場合には、事前の打ち合わせに基づき、家族等や医療機関等への連絡その他適切な措置を迅速に行います。

第11条(災害対策の実施)

事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、非常災害に備えるため、利用者

に対して、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行うものとします。

第12条(損害賠償責任)

- 1 事業所は、認知症対応型共同生活介護等の計画実施にあたって、自己の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を与えた場合には、その損害を賠償します。但し、利用者又はその家族等に故意または過失が認められる場合には、利用者及びその家族等の置かれた状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償の全部又は一部を減じることができるものとします。
- 2 事業所は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第13条(損害賠償がなされない場合)

事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償を負いません。とりわけ以下①から ④に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

- ① 利用者又はその家族等が、契約締結時に病歴等の重要事項について、故意にこれを 告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
- ② 利用者又はその家族等が、認知症対応型共同生活介護の実施にあたって必要な事項 に関する聴取・確認に対して、故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことに起因して 損害が発生した場合

- ③ 利用者の急激な体調の変化等、事業所の実施したサービスを原因としない事由に起因して損害が発生した場合
- ④ 利用者及びその家族等が、事業所従事者の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合等

第14条(契約の終了)

- 1 本契約は以下の①から⑥に該当した場合は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ② 利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)又は要支援1と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
 - ④ やむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
 - ⑤ 事業所の滅失や重大な毀損により、認知症対応型共同生活介護等の提供が不可能になった場合
 - ⑥ 事業所が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合
- 2 事業所は、前項③を除いて本契約が終了する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境を勘案し、必要な援助を行うように努めるものとします。

第15条(利用者からの契約解除)

利用者又はその家族等は、事業所に対して、文書又は口頭で通知することにより、いつでも本契約を解約することができます。日程調整等の都合上、希望の契約終了日の1ヶ月前までの通知にご協力ください。

第16条(事業所からの契約解除)

事業所は、利用者又はその家族等に対し、次の各号に掲げる事項に該当する場合は本契約に 基づく利用を直ちに解除又は終了します。但し、この場合において利用料金等の未精算金額がある場合は直ちにお支払頂きます。

- ① 利用者又はその家族等が、契約締結時に病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、事業所での適切な介護保険施設サービスの提供を超えると判断された場合
- ③ 利用者又はその家族等が、第5条に定める利用料金の支払いを3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促した日から10日以内に支払われない場合
- ④ 利用者又はその家族等が、事業所の従事者及び介護支援専門員又は他のサービス利用者等に対して、利用継続が困難と認められる背信行為又は暴力行為等の反社会的行為を行った場合

- ⑤ 利用者又はその家族等が、故意又は重大な過失により、事業所及びその従事者 並びに職員並びに支援専門員の生命・身体・財物・信用・精神等を傷付けたりする等の不 信行為を行った場合
- ⑥ 伝染性疾患により他のサービス利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、かつ利用者の退去の必要がある場合
- ⑦ 事業所内で決められた場所以外で喫煙した場合

第17条(利用者の入院に係る取扱い)

- 1 事業所は、利用者が病院又は診療所に入院後 1 ヶ月以内に退院するにあたり、やむを得ない場合を除き、再び事業所に入所できるように努めます。
- 2 前項における入院期間中において、利用者は別に定める料金体系に基づいた所定のサービス料金を事業所に支払うものとします。

第18条(居室の明け渡しと精算)

- 1 第14条から第16条によりこの契約が終了する場合において、利用者及びその家族等は、利用者に対して実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び第9条第2項(原状回復義務)その他の条項に基づく義務を履行した上で、居室を明け渡すものとします。
- 2 利用者は、この契約が終了した日から10日以内に居室を明け渡すものとします。

- 3 利用者は、契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間の利用料金(重要事項説明書に定める)を明け渡しの日に事業所に支払うものとします。
- 4 利用者は、退去後の居室の清掃代金を支払うものとします。

第19条 (残留物の引取等)

- 1 事業所は、この契約が終了した後、利用者の残留物がある場合は利用者又はその家族等にその旨連絡するものとします。
- 2 利用者又はその家族等は、前項の連絡を受けた後 1 0 日以内に残留物を引き取るものとします。但し、特別な理由がある場合には、前項の連絡を受けた後、速やかに事業者にその旨を連絡するものとします。
- 3 事業所は、前項の但し書の場合を除いて、利用者又はその家族等が10日を過ぎても残留物 を引き取らない場合には、当該残留物のうち高価品を除いて物品の所有権を放棄したとみなし 処分します。但し、その場合の処分に係る費用は利用者又はその家族等の負担とします。

第 20 条(身元引受人·連帯保証人)

- 1 利用者の家族等は、本契約に基づく利用者の事業所に対する一切の責務につき、利用者と連帯して責任を負うものとします。
- 2 身元引受人及び連帯保証人は、前項のほか次の①から④の責任を負うものとします。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するよ

う事業所への協力をお願いします。

- ② 本契約の解除または終了の場合、事業所と連携して利用者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保をお願いします。
- ③ 利用者が死亡した場合、遺体の引き取り及び遺留金品の受領その他の必要な措置を速やかに行ってください。
- ④ 連帯保証人は、事業所に対して本人が本契約上一切の責務を極度額 30 万円の範囲 内で連帯して保証をお願いします。

第21条(名札携行義務)

事業所の従事者等は、常に事業所名と名前の入った名札を携行し、利用者又は家族等に対して、所属と担当者名を開示するものとします。

第 22 条 (連携)

事業所は、認知症対応型共同生活介護等の提供にあたり、介護支援専門員及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第23条(相談·苦情対応)

事業所は、利用者からの相談、苦情に対応する相談窓口を設置し、自らが提供した認知症対

応型共同生活介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速かつ適切に対応します。

第24条(善管注意義務)

事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の 注意をもって業務を遂行します。

第25条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双 方が誠意をもって協議のうえ定めるものとします。

第26条(裁判管轄)

利用者と事業所は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所を管轄する 裁判所を第一審管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

上記の契約を証するため、本書を2通作成し、利用者、事業者が記名押印のうえ、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

(事業者)	北医療生活協同組合	
(住 所)	名古屋市北区上飯田北町1-20-2	
(代表者)	代表理事 理事長 森 英一	印
(事業所名)	生協あじまの家グループホーム	
(住 所)	名古屋市北区中味鋺3丁目807番地	
利用者		
(住 所)		
(氏 名)		印
家族又は身元引受人		
(住 所)		
(氏 名)		印

(間 柄)連帯保証人(住 所)

印

氏

名)